

- 別表第1 第3章 景観計画特定地区の区域関係
- 第3章 景観計画特定地区の景観形成方針関係
- 第4章 景観計画特定地区の行為の制限関係
- 第5章 屋外広告物等に関する行為の制限関係

1 川崎駅西口大宮町地区

景観計画特定地区の区域				
景観形成方針	<p>1 都市景観の形成に関する基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり</li> <li>(2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり</li> <li>(3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさ」と「深み」が感じられる街なみづくり</li> </ul> <p>2 都市景観の形成に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。</li> <li>(2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。</li> <li>(3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。</li> </ul>			
景観形成基準	行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	A	B	C
	建築物等のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基壇部は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きを感じられる多様な表情をつくる。</li> <li>(2) 中高層部の壁面は、単調なイメージにならないように、フレームなどで変化をつける。</li> <li>(3) 高層建築物は、基壇部と中高層部のデザインを切り替えるなど、圧迫感を軽減するように配慮し、単調なデザインにならないようにする。</li> <li>(4) 建築物の付帯施設や設備は建築物と一体的にデザインするか、又は、緑化などで修景する。</li> <li>(5) 日除けテントを設置する場合は、窓面全面を覆ってはならない。</li> <li>(6) 基壇部地上レベルに設置する日除けテントの色彩は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。</li> </ul>		
	色彩に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度6から8.5、彩度3以下とする。</li> <li>(2) 建築物基壇部の基調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度5から8.5、彩度4以下とする。</li> <li>(2) 建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相RからYR、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。</li> </ul>	

	色は、マンセル値で色相RからYR、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。	
	(3) 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。	
広場のデザイン	(1) ベンチなどのストリートファニチュアは建築物やデッキと一体的なデザインとする。 (2) 建築物の附属施設や設備類は建築物と一体的にデザインするか、又は緑化などで修景する。 (3) デッキの舗装は歩きやすいものとし、歩行者動線の節目となる部分には、歩行者が憩える場を設ける。 (4) ストリートファニチュアなどの景観要素の配置やデザインによりアート性の感じられる景観をつくる。 (5) 遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。	
ブリッジのデザイン	(1) エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。 (2) 住居系のエリアと業務・商業系のエリアを結ぶブリッジは、シンプルで洗練されたデザインとする。 (3) 同一エリア内の街区を結ぶブリッジは、デッキと一体的なデザインとする。 (4) ブリッジの舗装は歩きやすいものとし、異なる素材やパターンがぶつかる場合には、境界のデザインに配慮する。	
通りのデザイン	(1) 歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。 (2) 異なる舗装材がぶつかる部分では、境界のデザインに配慮する。 (3) 歩車道境界部は、開放感のあるデザインとする。 (4) ベンチ、車止めなどのストリートファニチュアは道路空間と調和したデザインとする。 (5) ストリートファニチュアやポール類の色彩は、原則としてダークグレー色を基調とする。 (6) 敷地内空地と歩道部の舗装は一体的なデザインとし、マンホール蓋、みぞ蓋などは周辺の舗装と調和したデザインとする。	
あかりのデザイン	(1) 屋外空間では、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とする。 (2) 光源の位置や配光は、周辺街区への光害に配慮する。 (3) 地区のシンボル施設や歩行者の主動線を顕在化させるあかりの計画を行う。 (4) 原則として過度に点滅する照明は使用しない。	
みどりのデザイン	(1) 人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。 (2) 広場などでは四季の変化を取り入れ、人々の活動の場を形成する。 (3) 基壇部では、見下ろされる視点に配慮した緑の配置を行う。 (4) 管理者は、植栽に対し、維持、管理に努める。	

屋外広告物等に関する行為の制限	定義	<p>(1)「基壇部」とは、地上から高さ15メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2)「中層部」とは、地上から高さ15メートルを超え地上から45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3)「高層部」とは、地上から高さ45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4)「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。</p> <p>(5)「基壇部地上レベル」とは、地上から高さ6メートル以下の部分をいう。</p> <p>(6)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p> <p>(7)「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(8)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。</p> <p>(9)「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(10)「袖看板」とは、建築物等の壁面等に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(11)「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(12)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(13)「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(15)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(16)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。</p>	
	共通	<p>(1) できる限り基壇部に集約して設置する。</p> <p>(2) 歩行者の通行を妨げる位置に設置してはならない。</p> <p>(3) 建築物のフレームを活かした配置とする。</p> <p>(4) 高彩度色（マンセル値による各色相の最高彩度の3分の2以上の値の彩度）を使用する場合は広い面積に使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p> <p>(5) 基壇部ではレンガ系の外壁に調和したデザインとする。</p> <p>(6) 点滅型の広告物は原則として禁止する。</p> <p>(7) 広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。</p> <p>(8) 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。</p> <p>(9) 回廊内は、制限を適用しない。</p>	
	照明	—	<p>(1) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。</p> <p>(3) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）を推奨する。</p>
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。</p>	
	色彩	—	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。</p>

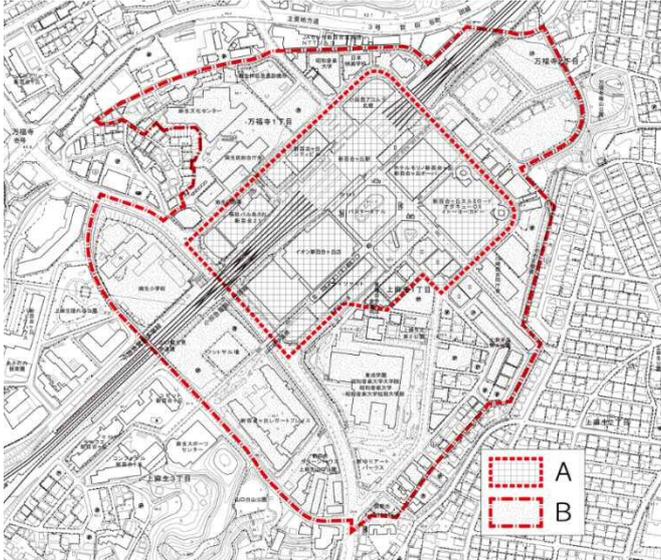
				<p>(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとする。同時に、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>(3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1.5パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>
		文字		<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>

	屋上広告物	原則として屋上広告物を設置してはならない。ただし、基壇部デッキ上において、建築物と一体的なデザインとした場合などは、緩和することができる。
	壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 高層部は、ビル名称等に限り設置することができる。</p> <p>(2) 建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。</p> <p>(3) 壁面線より0.4メートル以上突出してはならない。</p> <p>(4) 基壇部地上レベルにおいて壁面線より0.1メートル以上突出する場合は、地上から3.5メートル以下に設置し、大きさは縦1.5メートル以下とする。なお、この場合においても帯状の広告物については縦0.9メートル以下とする。</p> <p>(5) 壁面看板は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲の面積の1.5パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 前号において、中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。</p> <p>(7) 壁面広告幕は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(8) 基壇部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の基壇部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(10) 地上又はデッキに接する部分の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p>
	枠付懸垂幕等	設置しないものとする。
	置看板、立看板及び広告旗	<p>(1) 置看板は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。</p> <p>(2) 立看板、広告旗は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。</p>

袖看板	<p>(1) 地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。</p> <p>(2) 突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。</p> <p>(3) 箱型内照式の下端高さは地上から3.5メートル以上とし、基壇部デッキ上においては、デッキレベルから2.5メートル以上とする。</p> <p>(4) 箱型内照式の表示面の地色は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。</p>
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 高層部に設置してはならない。</p> <p>(2) 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。ただし、切り文字式とした場合や掲示板、ショーケースなどで表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(4) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の10パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に10パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合又は窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(5) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
日除けテント	<p>文字を入れる場合は文字高を0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>(1) 高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。</p> <p>(2) デッキ上に設置する場合は、高さ10メートル以下、幅2.5メートル以下とする。</p> <p>(3) 基壇部壁面線を越えてデッキ上に設置してはならない。</p>
電柱等利用広告物	<p>電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
その他の広告物	<p>(1) 懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。</p> <p>(2) バナーフラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。</p> <p>(3) 自動販売機は、できる限り景観に配慮した色彩とする。</p> <p>(4) 映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに配慮したものとし、賑わいの演出を行う。</p> <p>(5) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15平方メートル以下とするとともに、設置する位置を地上から上端まで20メートル以下の高さとし、その数は1の建築物あたり1か所以内とするものとする。</p> <p>(6) 音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。</p>

	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>(3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>(5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>(6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>(7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>(8) 区分Bにおいて、令和2年4月1日の時点で基準を超えており、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行うもので、旧景観形成基準に適合する場合</p> <p>(9) その他市長が認める場合</p>
--	------	---

2 新百合丘駅周辺地区

景観計画特定地区の区域			
景観形成方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市景観の形成に関する基本目標                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の個性と華やかさが演出されているまちづくり</li> <li>(2) 自然や地域とのふれあいを大切にしたまちづくり</li> <li>(3) 人々が集まり、ゆとりと安心感のあるまちづくり</li> </ol> </li> <li>2 都市景観の形成に関する方針                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊かな自然の風景や人々の生活が見えるヒューマンスケールの新都心景観づくり</li> <li>(2) 奥行きや深み、変化を感じさせる街なみ景観づくり</li> <li>(3) 人々を誘引するような開放的で連続性のある街路景観づくり</li> <li>(4) 落ち着きや暖かみを感じられ、秩序のある建物景観づくり</li> <li>(5) 地域の独自性を活かした、にぎやかで楽しい商業景観づくり</li> </ol> </li> </ol>		
景観形成基準	行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	区分 A	B
建築物等のデザイン		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模な建築物は、周辺との調和を考え、圧迫感をなくし単調な表情とならないようなデザインとする。</li> <li>(2) 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用する。</li> <li>(3) 外壁、屋根などに広い面積にわたって高彩度色を使用することを避け、自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>(4) 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努める。</li> <li>(5) ベランダ、バルコニーは、建築物本体と調和したものとし、洗濯物や室外機などが見えにくいようバルコニーの手摺の形態や室外機などの位置に配慮する。</li> <li>(6) ゴミ置き場など建築付帯施設や屋外設備類は、直接見えにくいよう、位置や囲いの形態に配慮する。また、できるだけ緑化などで修景するとともに、色彩は建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> <li>(7) 高層の建築物は、低層部（2階以下かつ地上から高さ10メートル以下の部分。以下同じ。）と中高層部（低層部以外の部分。以下同じ。）のデザインを切り替えるなどして、低層部で変化のある表情をつくるよう配慮する。</li> <li>(8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、単調とならないよう配置、形状、割り付けに配慮する。また、窓面を利用したインテリアサインとして広告物を設置する場合は、当該窓面の2分の1以内の大きさとする。</li> <li>(9) 通りと接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間(滞留空間)が形成されるよう配慮する。また、滞留空間の形成が困難な場合は、エントランス部を開放的なデザインとする。</li> <li>(10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならない。また、テントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。</li> </ol>	
色彩に関する		建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。 (1) 中高層部は、色相5YRから10Y、明度7.0以上、彩度15以下とする。	建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。 (1) 中高層部は、色相10Rから5Y、明度6.5以上、彩度2.5以下とする。 (2) 低層部は、色相10Rから5Y、明度5.

	制限	(2) 低層部は、色相5 YRから10 Y、明度5.0以上、彩度2.5以下とする。	0以上、彩度3.5以下とする。
	緑のデザイン	街の玄関口としてのシンボル性を考慮し、壁面後退などによる空地の部分には、景観のポイントとなる個性や四季の感じられる植栽を考えるものとする。	建築物との調和を図りながら、敷地内はできる限り緑化し、周囲に柵などが必要な場合は、生垣を主体とした植栽に努める。
	通りのデザイン	通りと敷地の境界には、原則として塀や柵を設けない。	—
	あかりのデザイン	(1) 積極的な緑の自然空間の確保に努める。 (2) 歩行者専用路などに面する部分は、植栽帯をできるだけ広くとり、歩行者専用路と一体となったものとする。このため仕切り柵は極力避けることとし、設ける場合にも、植栽をからめるなどの配慮をする。 (3) 駐車場及びバックヤードの周囲は、駐車している自動車や仮置きしている商品などの目隠しとなるよう、外周に生垣などの植栽帯を設けることを原則とする。また、駐車場内においても積極的に植栽を行うものとする。 (4) 滞留空間(オープンスペース)は、通りと一体的な空間とし、舗装素材との調和を図りながら積極的な緑化に努める。 (5) 公共空間に面する外壁などの部分は、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽する。	(1) 歩道やストリートファニチュアなどには、自然が感じられる色や素材をできるだけ使用する。 (2) 街路灯やサイン類などは、できるだけ集約化し、シンプルで洗練されたデザインとする。 (3) 建築物や敷地の特性に配慮して、境界部やエントランス部のデザインを行う。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間は、道路などの公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。
	屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「接地階」とは、地上又は歩行者デッキ(以下、「接地面」という。)に接している階をいう。 (2) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下、「建築物等」という。)の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (3) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (4) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (5) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (6) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。 (7) 「広告塔・広告板」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (8) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (9) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (10) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
	下記の表示	配置	広告物は、できる限り集約化し抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。

各項目に共通する事項	内容	
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は設置しないものとする。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</p> <p>(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。</p>
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。</p> <p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>(3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p> <p>文字</p> <p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数)以下の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる</p>

		<p>基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、接地階に設置する1.5平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。	
壁面看板	歩行者デッキに接している建築物は、デッキ部分に接する階を1階とみなすものとする。	
	<p>壁面1面につき20平方メートルとし、かつ、壁面全面の合計で60平方メートル以内とするものとする。ただし、3階以上に設置する切文字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看板については、広告物の面積を2分の1とみなして換算するものとする。</p>	<p>壁面1面につき5平方メートルとし、かつ、壁面全面の合計で15平方メートル以内とするものとする。ただし、3階以上に設置する切文字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看板については、広告物の面積を2分の1とみなして換算するものとする。</p>
	<p>色彩は、原則として、会社名等に係る商標登録に使用されている色彩を使用するものとする。ただし、3階以上に設置する壁面看板の地色に使用できる色彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p>ア 色相ORから9.9Yの範囲であり、彩度5未満</p> <p>イ 色相OGYから9.9Gの範囲であり、彩度4未満</p> <p>ウ 色相OBGから9.9Bの範囲であり、彩度3未満</p> <p>エ 色相OPBから9.9Pの範囲であり、彩度4未満</p> <p>オ 色相ORPから9.9RPの範囲であり、彩度5未満</p>	
袖看板	袖看板は、設置しないものとする。	<p>(1) 袖看板は、1壁面当たり1か所に集約するものとする。</p> <p>(2) 袖看板の上端は、地上から9メートル以下とし、下端は、歩道上では路面から2.5メートル以上、車道上では路面から4.5メートル以上とし、道路への路端からの出幅は、0.9メートル以下とするものとする。</p>
日除けテント	<p>日除けテントは、窓全面を覆ってはならないものとする。また、日除けテントに使用する色彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p>ア 色相ORから9.9Yの範囲であり、彩度10未満</p> <p>イ 色相OGYから9.9Gの範囲であり、彩度8未満</p> <p>ウ 色相OBGから9.9Bの範囲であり、彩度6未満</p> <p>エ 色相OPBから9.9Pの範囲であり、彩度8未満</p> <p>オ 色相ORPから9.9RPの範囲であり、彩度10未満</p>	
窓面広告物・窓裏広告物・ショーウィンドウ	<p>(1) 窓面広告物、窓裏広告物、ショーウィンドウの掲出については、窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内又はショーウィンドウ内に、設置又は表示するものとする。この場合、1壁面において、階ごとの各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50パーセント以下とし、また、非常用の進入口を妨げず、ガラス部分からの離隔距離を一定に保ち、広告物本体が容易に傾かないよう固定するものとする。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。</p> <p>ア 窓、扉等のガラスの屋内側から剥がれにくい材料等で、広告物の全面を密着させ、1壁面において、階ごとの各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の20パーセント以下とし、非常用の進入口である旨の表示を妨げず、広告物の高さをできる限り統一し、ビル全体で計画した位置に揃えて設置したもの。</p> <p>イ アに掲げる広告物及び窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内側又はショーウィンドウ内に設置又は表示した広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50パーセント以下としたもの。</p> <p>(2) 広告物は、切文字式を優先し、切文字式でない場合は、広告物の地色に使用する色彩を明度4以下若しくは彩度4以下とするものとする。ただし、次の各号に該当するもので、市長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p>ア アクセントとして広告面積の15パーセント以下の面積で使用する色彩</p> <p>イ 会社名等に係る商標登録に使用されている色彩</p>	

	<p>ウ 写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩</p> <p>(3) 各広告物は、見やすいものとなるよう、色数、文字数及び字体の種類をできる限り少なくするとともに、文字の大きさをできる限り統一し、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないよう配慮し、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</p> <p>(4) 各広告物を複数階（接地階を除く。）に設置する場合は、設置位置及び幅をできる限り統一するものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>広告塔及び広告板は、次によるものとする。</p> <p>ア できる限り集約し、設置は、建築物の主要な出入口ごとに1か所までとするものとする。</p> <p>イ 縦の長さ4.5メートル以下、横の長さ1.2メートル以下とするものとする。ただし、縦の長さ2.5メートル以下のものについては、Aの区分に係る区域においては、横の長さ4メートル以下、Bの区分に係る区域においては、横の長さ2メートル以下とするものとする。</p>
置看板	<p>置看板は、次によるものとする。</p> <p>ア 1基当たりの大きさを、高さ1.2メートル、幅0.9メートル以内とし、できる限り隣接する看板の大きさを揃えるものとする。</p> <p>イ できる限り集約するとともに、建築物の外壁から1メートル以内に整列させるものとする。</p> <p>ウ 道路敷地内に設置しないものとする。</p> <p>エ 風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。</p>
立看板等・広告旗・広告幕	<p>立看板等、広告旗（バナーフラッグを除く。）又は広告幕は、設置しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>ア 立看板等又は広告旗にあっては、講演会、展覧会、音楽会等のため表示し、又は設置する場合で、当該催事が開催される日の前日から終了する日まで設置するもの。また、道路敷地内に設置せず、容易に転倒しないなど安全な方法で設置するもの。</p> <p>イ 広告幕にあっては、講演会、展覧会、音楽会等のため表示し、又は設置する場合で、当該催事が開催される日の30日前から終了する日まで設置するもの。また、できる限り汚れにくい幕又は汚れが目立ちにくい幕を使用するもの。</p>
バナーフラッグ	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、設置高さは、地上又は歩行者デッキから9メートル以下とするものとする。複数設置する場合は、設置高さ及びバナーフラッグの縦の長さを揃えて設置するものとする。</p>
映像装置	<p>画像、文字等の映像を映し出す広告物又はこれに類するものを使用する広告物は、次によるものとする。</p> <p>ア 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみに設置し、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1テナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>イ 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電柱等利用広告物	<p>電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
アーチサイン等	<p>アーチサインなどの設置は、商店会等に限るものとする。設置にあたっては、街の賑わいを高めるとともに、周辺環境と調和させるものとする。</p>

	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>(3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>(5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>(6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>(7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>(8) その他市長が認める場合</p>
--	------	---

3 川崎駅周辺地区

景観計画特定地区の区域						
	区分	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区	
景観形成方針	1 基本目標	川崎市の表玄関にふさわしい「明るさと開放感」、「潤いと優しさ」が感じられる街なみづくり	(1) 商業・交流機能の核にふさわしい「賑わいと象徴性」が感じられる街なみづくり (2) 人々が憩い交流する「ゆとりと楽しさ」のある街なみづくり	(1) 商業・交流機能の核にふさわしい「賑わいと象徴性」が感じられる街なみづくり (2) 人々が憩い交流する「ゆとりと楽しさ」のある街なみづくり	川崎駅西口駅前広場を核とする「落ち着きと風格」が感じられる街なみづくり	
	2 方針	(1) 駅前広場に対して正面性を持たせた建物配置を行い、駅前広場と一体的な明るく開放的な都市空間を形成する。 (2) 西口・東口地区を結ぶ回遊性の高い空間を形成する。 (3) 駅前広場の再編にあわせ、人々が交流し、憩える空間を形成する。	(1) 計画的かつ一体的な土地利用を行い、シンボル性の高い個性豊かな街なみを形成する。 (2) 駅に直結し周辺地区を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する。	(1) 計画的かつ一体的な土地利用を行い、シンボル性の高い個性豊かな街なみを形成する。 (2) 駅に直結し周辺地区を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する。	(1) 西口駅前広場を中心とし、隣接する地区との連携を図りながら、潤いのある空間を形成する。 (2) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する。	
景観形成基準	行為の制限（建築物又は工	区分	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区
	施設計画・建築物等の	(1) 広場方向に対して正面性を持たせた建築物の配置により、駅前広場と一体となった、明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるデザインとするものとする。 (2) 川崎駅東口の正面玄関としてのイメージを高める洗練された風格あるデザインとするものとする。 (3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠	(1) 建築物及び付帯施設によって構成される空間は、川崎駅西口のランドマークとして、計画的な変化を持たせ、多様性とアート性のあるデザインとするものとする。	(1) 建築物及び付帯施設によって構成される空間は、川崎駅西口のランドマークとして、計画的な変化を持たせ、多様性とアート性のあるデザインとするものとする。	(1) 建築物は、風格及び落ち着きが感じられるデザインとするものとする。 (2) 建築物は、基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするものとともに、基壇部	

作物の形態意匠の制限)	デザイン	となるよう努めるものとする。	<p>(2) 建築物は、基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするとともに、基壇部については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。</p> <p>(3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 施設内に交流機能の核となる広場空間を設け、川崎駅東西自由通路とデッキの高さで連結することで、都市軸を構成するものとする。</p> <p>(5) 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設けるものとする。</p>	<p>については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。</p> <p>(3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設けるものとする。</p>
		<p>(1) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(2) 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(3) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。</p> <p>(4) バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁の外枠に組み込む等、一体的なデザインとなるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(8) 通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、建築物の入口部分についても開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならないものとする。</p> <p>(10) 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>		
	外壁の色彩に関する制	<p>(1) 明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるよう、白を基調とした色彩計画とする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。</p> <p>ア 中高層部（地上10メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相5 YRから9.9 Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度1以下とする。</p>	<p>(1) 川崎駅西口のランドマークとして、テーマ性及びアート性を有した色彩計画とする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。</p> <p>ア 中高層部（地</p>	<p>(1) 風格及び落ち着きを感じられる色彩計画とする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。</p> <p>ア 中高層部（地上12メートルを超える部</p>

	限	<p>イ 低層部（地上10メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相5 Y Rから9.9 Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度3以下とする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の5パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第2号の基準は適用しないものとする。</p>	<p>上12メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度1以下とする。</p> <p>イ 低層部（地上12メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度3以下とする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第2号の基準は適用しないものとする。</p> <p>(4) 次の各号を満たしている場合で、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合は、前項の範囲を40パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>ア 地区のランドマークにふさわしい、質の高い建築デザインの構成要素として使用する色彩であること。</p> <p>イ アクセントカラーの色数は、2色を超えないこと。</p> <p>ウ アクセントカラーを使用する壁面は、開口部や凹凸が少ないシンプルで整形な形状であること。</p>	<p>分をいう。）は、マンセル値で色相0 Rから9.9 Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度3以下とする。</p> <p>イ 低層部（地上12メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相0 Rから9.9 Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度3以下、又は、明度3以上5未満かつ彩度5以下とする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の5パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第2号の基準は適用しないものとする。</p>
		<p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色</p>		

		彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。	
民有地 敷地・通路・広場のデザイン		敷地内通路については、明るく開放的で都会性を演出したデザインとなるよう努めるものとする。	敷地や通りは、シンボリックでゆとりと楽しさが感じられるデザインとするものとする。
		敷地や通りは、風格及び落ち着きが感じられるデザインとするものとする。	
照明のデザイン		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</li> <li>(2) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</li> <li>(3) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</li> <li>(4) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</li> <li>(5) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</li> <li>(6) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</li> <li>(7) 大きな敷地においては、通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外照明は、周辺の環境に配慮した節度あるものとするとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</li> <li>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</li> <li>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</li> <li>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</li> <li>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</li> </ul>	
みどりのデザイン		川崎駅東口駅前広場の植栽と一体的となった景観を形成するよう、樹種及び配置を揃えるものとする。	多様な緑の演出により潤いのある屋外空間をつくるものとする。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。</li> <li>(2) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</li> </ul>	
公共用地 道路・交通広場等のデザイン	共通	明るく開放的で、広域拠点としての都市の魅力を感じさせるデザインとするものとする。	風格及び落ち着きを感じさせるデザインとともに、立体的で回遊性の高い歩行者空間を活かし、多様な滞留空間及び新たな都市活動の場を創出するものとする。
		駅前広場のデザインは、視界の中で認識しやすくするべき「図」の要素と、「図」を認識しやすくするための背景としての「地」の要素を明確にし、メリハリのあるわかりやすい景観を形成するものとする。	
	舗装（歩道）	歩道部の舗装は、低明度の無彩色とするものとする。	歩道部の舗装は、無彩色又は低彩度、かつ、低明度の暖色とするものとする。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歩道部の舗装は、洗練されたシンプルな質感のある素材を使用したデザインとするものとする。</li> <li>(2) 異なる舗装材の取り合いについては、境界のデザインに配慮するものとする。</li> <li>(3) 開放感のある景観を創出するため、無電柱化を図るものとする。</li> </ul>	
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地下街への入口、機械室及びトイレ等の上屋並びにペDESTリアンデッキ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ペDESTリアンデッキは、無彩色又は低彩度の暖色とするものとする。</li> <li>(2) ペDESTリアンデッキは、建築物基壇部の連続的な街なみと調和したシンプルなデザインとし、回遊性の高い歩行者空間を創出するものとする。</li> </ul>

			<p>の構造物は、白色を基本とし、ガラスを用いる等、明るく開放的なデザインとするものとする。</p> <p>(2) 地下街への中央入口、東西連絡通路、北口自由通路に設置する屋根は、ゲート性を持たせるとともにシンプルで象徴的なデザインとするものとする。</p>		
			<p>(1) 横断防止柵、車止め、街灯、ベンチ、バス乗場屋根、ペDESTリアンデッキその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</p> <p>(2) 横断防止柵、車止め及び街灯は、「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p>		
		照明	屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。		
		サイン	<p>(1) 各種サインは、適切に情報を伝達できるようなシンプルでわかりやすい表示とし、歩行者が認識しやすい配置とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 各種サインの「地」の部分の色彩は、シンプルな単色とし、白抜き文字等がくっきりと浮かび上がるような明度の低いものを基本とするものとする。</p> <p>(3) 各種サインの統一、ピクトグラム及び多言語によるユニバーサルデザインへの配慮等、わかりやすい表示を行うものとする。</p>		
		適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>		
屋外広告物等に関する行	区分	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区
	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上12メートル(東口駅前地区及び東口駅前東地区は10メートル)以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上12メートル(東口駅前地区及び東口駅前東地区は10メートル)を超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ(以下、「接地面」という。)に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下、「建築物等」という。)の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものと</p>			

<p>為 の 制 限</p>		<p>する。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</p> <p>(6)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10)「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(13)「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(15)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p> <p>(16)「仮設広告物」とは、表示期間が3月（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は1年）を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が3月（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は1年）を超えるものを除く。</p>
<p>下 記 の 各 項 目 に 共 通 す る 事 項</p>	<p>配 置</p> <p>表 示 内 容</p> <p>形 状</p> <p>照 明</p> <p>色 彩 ・ 文 字 の デ ザ イ ン</p>	<p>広告物はできる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するよう努めるものとする。</p> <p>広告物の表示内容は、建築物の名称又はテナントの名称とするものとする。ただし、仮設広告物の場合はこの限りでなく、また、枠付懸垂幕等、窓面広告物、窓裏広告物及び接地階に表示する広告物については、自己の事業又は営業の内容（自己が販売し、若しくは提供する商品若しくはサービスの特定の名称若しくは商標又はそれらの製造元、販売元若しくは提供元の特定の者の名称若しくは商標を含む。）を表示することができるものとする。</p> <p>広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。</p> <p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。  (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨するものとする。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。  (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。  (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨する。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相 0R から 9. 9 R の範囲であり、明度5以下かつ彩度1 4以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相 0 Y R から 9. 9 Y R の範囲であり、明度6以下かつ彩度1 4以下、</p>

			<p>又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>(3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>
	文字		<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
壁面看板・壁面広告幕	(1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を	(1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10	(1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下と

		<p>設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。</p> <p>(4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ6メートル以下、横の長さ6メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建</p>	<p>メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。</p> <p>(4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ6メートル以下、横の長さ6メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建</p>	<p>した場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の25パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。</p> <p>(4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ8メートル以下、横の長さ8メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場</p>	<p>した場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。</p> <p>(4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場</p>
--	--	--	--	---	--

		<p>つき縦の長さ6メートル以下、横の長さ6メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p> <p>(7) 平成22年1月1日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基</p>	<p>築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p> <p>(7) 東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p>	<p>合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p> <p>(7) 平成22年1月1日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p>	<p>合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p> <p>(7) 平成22年1月1日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p>
--	--	---	--	---	---

		準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。		
	枠付懸垂幕等	<p>(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、当該枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計を設置する壁面の面積の3パーセント以下とするものとする。ただし、3月以内の期間で掲出する場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(2) 平成22年1月1日の時点で基準を超える枠付懸垂幕等の外枠が設置されている場合は、基準に関わらずその表示面積(外枠の面積)を上限とする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p>	<p>(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、当該枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計を設置する壁面の面積の3パーセント以下とするものとする。ただし、3月以内の期間で掲出する場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(2) 東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超える枠付懸垂幕等の外枠が設置されている場合は、基準に関わらずその表示面積(外枠の面積)を上限とする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p>	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
	窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面</p>	<p>(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの</p>	<p>(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の10パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に10パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の</p>

		<p>について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15パーセント以下の場合又は接地階において別に定める適用除外の条件に適合させた場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>	<p>窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 仮設広告物の場合</p> <p>イ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15パーセント以下の場合</p> <p>ウ 接地範囲において別に定める適用除外の条件に適合させた場合</p> <p>エ 窓面広告物を設置又は表示しない階で、全ての窓裏広告物をガラス部分に直接貼り付けず設置又は表示し、その面積の合計が、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の50パーセント以下の場合</p> <p>なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物又は窓裏広告物を</p>	<p>合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は接地範囲において別に定める適用除外の条件に適合させた場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
--	--	---	---	---

			複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。	
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。		
	袖看板	<p>(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、平成22年1月1日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p> <p>(3) 駅前広場に面する部分に設置する袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。ただし、地上から3.5メートル以上の範囲で、縦の長さ2.5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下の板状で厚みのない看板を外壁の内側に組み込み、1面のみを表</p>	<p>(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地階の床又は地盤からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p> <p>(3) 接地範囲以外の位置に設置する袖看板は、1の壁面につき1か所（複数のテナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1か所の袖看板とみなす。）とするものとする。この場合において、袖看板は、縦の長さ2.5メートル以下、壁面からの</p>	<p>(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、平成22年1月1日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p> <p>(3) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</p>

		<p>示することによって、壁面と一体的に認識できるようなデザインとした場合で、1の壁面につき1か所以内の設置とした場合は、壁面看板として扱うことができるものとする。</p> <p>(4) 駅前広場に面しない部分に設置する袖看板で、接地範囲以外の位置に設置するものは、1の壁面につき1か所(複数のテナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1か所の袖看板とみなす。)とするものとする。この場合において、袖看板は、縦の長さ20メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には広告物を表示しないものとする。</p> <p>(5) 平成22年1月1日の時点で基準を超える袖看板については、その位置及び大きさを変えないで表示内容の変更のみを行う場合に限り、袖看板の基準によらないものことができる。ただ</p>	<p>出幅1メートル以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には広告物を表示しないものとする。</p> <p>(4) 東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超える袖看板については、その位置及び大きさを変えないで表示内容の変更のみを行う場合に限り、袖看板の基準によらないものことができる。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p>	
--	--	--	--	--

		し、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。	
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。	
	広告塔・広告板	(1) 広告塔又は広告板は、縦の長さ3メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計30平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ5メートル以下、横の長さ4メートル以下、表示面積の合計40平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔又は広告板はできるだけ集約するとともに、複数設置する場合は、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。	
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。	
	映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15平方メートル以下とするとともに、設置する位置を地上から上端まで20メートル以下の高さとし、その数は1の建築物あたり1か所以内とするものとする。 (2) 音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。	
	適用除外の条件	屋外広告物等に関する行為の制限(壁面看板及び壁面広告幕)第7号、及び屋外広告物等に関する行為の制限(窓面広告物及び窓裏広告物)第2号に規定する別に定める適用除外の条件は、次の各項に定めるものとする。	
		広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。	
色彩		(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用するよう努めるものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 (3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パー	

		<p>セント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用される色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>
	文字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>(3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>(5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>(6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>(7) 鉄道線路に直接面する部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>(8) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>(9) 東口駅前東地区において、駅前広場から望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>(10) その他市長が認める場合</p>

4 武蔵小杉周辺地区

<p>景観計画特定地区の区域</p>	
<p>景観形成方針</p>	<p>1 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 風格あるランドマークによる「拠点景観づくり」 各ランドマークの個性を活かしつつ、地区全体でまとまりを感じる建物景観づくりを行う。</li> <li>(2) 駅を中心とする「賑わい景観づくり」 独自性を活かした賑わいの演出を図りつつ、秩序ある商業景観づくりを行う。</li> <li>(3) 快適で一体感のある公共的空間をめざす「沿道景観づくり」 ア 地区全体で統一感のあるサインやストリートファニチャー等を効果的に配置し、快適さと安心感を与える景観づくりを行う。 イ 安心感及び安全性を向上させるとともに、夜間の街を演出する、街区の特性に合わせた効果的なあかり景観づくりを行う。</li> <li>(4) 回遊性を高める「みどりと水の景観づくり」 みどりと水を効果的に配置し、連続感ある潤いと彩りの景観づくりを行う。</li> </ul>
<p>景観形成方針</p>	<p>2 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ものづくりの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 開放的で洗練された環境の中に、機能的かつ象徴的に配置された新たなものづくり産業拠点の形成 (イ) 武蔵小杉駅横須賀線口と向河原駅周辺の2つの交流の核を結ぶ都市的な歩行者軸の創出 (ウ) 研究者や市民の憩いの場となる広場空間の創出 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード ものづくりの軸にかかるゾーンは、先端研究開発機能のイメージが有する「デジタル感」、「新しさ」や、ものづくりに必要な豊かな創造力がもたらす「軽快感」を想起させるデザインを施し、「端正で洗練された街並み」をつくる。 (イ) 建築デザイン a 高層部は、明るく洗練されたイメージを醸し出す無彩色の素材を中心に使い、軽快感のあるデザインとする。 b 低層部は、無彩色の素材を中心に、ガラス、金属等の素材を効果的に使い、端正なアイレベル景観を演出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとすると</li> </ul>

		<p>ともに、開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるよう配慮する。</p> <p>(ウ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、モノトーンカラーの舗装材をボーダー状又はドット状に敷設する等、規則的かつ直線的に用い、ハイテク感を演出するとともに、落ち着いた雰囲気を演出する。</p> <p>(エ) 植栽デザイン a 通り空間の植栽は、幾何学的な配置とし、交流の核間を結ぶ歩行者軸の連続性を強調し、沿道景観としての一体感を持たせる。 b 敷地内の空地等の植栽は、樹木を規則的に配置し、幾何学的なデジタル感のあるランドスケープデザインとする。</p> <p>(オ) 照明デザイン a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は新しさと軽快感があるシンプルで直線的なデザインとする。 b 光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。</p> <p>(2) 暮らしの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 都市的居住空間の整備と、その足元に広がるヒューマンスケールな空間の形成 (イ) 武蔵小杉駅南口と横須賀線口の2つの交流の核を繋ぐうおいとゆりのある歩行者軸の創出 (ウ) 周辺街区と連絡する通り抜け通路やオープンスペースの確保 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード 暮らしの軸にかかるゾーンは、都市型住宅としての良好な住環境に求められる「暖かみ」、「安らぎ」及び「落ち着き」を想起させるデザインを施し、地域の人々のふれあいを誘発する「暖かみと安らぎのある街並み」をつくる。 (イ) 建築デザイン a 高層部は、高明度かつ低彩度又は暖色系のアースカラーの素材を中心に用い、風格が感じられるデザインとする。 b 低層部は、深みのある暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、石、木材等の自然の風合いを感じさせる素材を効果的に用いて、落ち着きと暖かみのある景観を創出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとともに、商業業務施設等では開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるよう配慮する。 (ウ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、原則として、やさしさや落ち着きを演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用いる。 (エ) 植栽デザイン a 通り空間に面した空地等には、積極的に植栽を施し、街路樹と合わせて潤いのある街路景観を創出する。 b 敷地内の空地等については、多様な樹種をランダムに配植し、自然な森のようなナチュラル感のあるデザインとする。 (オ) 照明デザイン a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、居住空間として、夜間の落ち着きと安らぎを演出するために、照明は丸みを帯びた優しく親しみやすいデザインとする。 b 光源は、夜遅く帰宅する人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。</p> <p>(3) 商業・賑わいの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 広域拠点の玄関口にふさわしい賑わいのある都市活動拠点である「交流の核」の一翼</p>
--	--	--

	<p>を担う集客交流拠点の形成</p> <p>(イ) 外に開かれた商業空間、アクティビティあふれる街の創造</p> <p>(ウ) 地区住民や来街者を引き込むための歩行者空間と人々の休息の場にもなるオープンスペースの確保</p> <p>イ デザインの考え方</p> <p>(ア) デザインのキーワード</p> <p>商業・賑わいの軸にかかるゾーンは、大規模商業施設の集客力や、既存商店街における「界限性」を活かし、人々が出会うことによる「賑わい」や「アクティビティ」、「活気」が感じられるデザインを施し、「賑わいと快適さが感じられる街並み」をつくる。</p> <p>(イ) 建築デザイン</p> <p>a それぞれの個性が発揮された魅力的な街並みを形成する。</p> <p>b 大規模商業施設については、武蔵小杉の新たな「街のゲート」をイメージさせるテーマ性を持った賑わいを感じさせるデザインとするとともに、歩行者を引き込む開放的な設えのエントランスや、建築物内の吹き抜け、通り抜け空間等を工夫する。</p> <p>c 人々のコミュニケーションを創出する広場や通り抜けが可能な通路等を設け、賑わいや楽しさを演出する印象的なデザインとするとともに、暖かみのある街並みを演出するため、アースカラーを基調色としつつ、自然石、木材、土等の自然素材の風合いを感じさせる色彩によるデザインとする。</p> <p>d 開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるように配慮する。</p> <p>e 大規模商業施設については、ヒューマンスケールな設えとするとともに、適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、個性と風格ある街並みを形成するデザインとする。</p> <p>(ウ) 舗装デザイン</p> <p>通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、商業・賑わいの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。</p> <p>(エ) 植栽デザイン</p> <p>a 建築物前面やオープンスペース等で可能な限り緑化等を行うことで、街並みや隣接する敷地との調和に配慮する。</p> <p>b 大規模商業施設については、都市的空間のアクセントとして、スケール感を活かした、シンボリックな高木や群としての中高木等、自然を感じられるようなデザインとする等、歩行者に木陰を提供するとともに、空間を演出し、駅と住まいを結ぶ心地良い小路を提供する。</p> <p>c 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用し、可能な限り緑化する。</p> <p>(オ) 照明デザイン</p> <p>通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、暗がり無くすよう配慮するとともに、夜の賑わいを演出する暖かみのある光源を用いる。</p> <p>(4) シビック軸</p> <p>ア 空間構成の考え方</p> <p>(ア) 多くの人々が集い、活発な交流が行われる開かれた街並み空間の創出</p> <p>(イ) 既成市街地の高度利用化に伴う都市機能の更新</p> <p>(ウ) 高齢者や障がい者をはじめとした誰もが気軽に往来できる歩行者空間の創出</p> <p>イ デザインの考え方</p> <p>(ア) デザインのキーワード</p> <p>シビック軸にかかるゾーンは、行政施設が集積する地区であることから、様々な人々が集うことによる「交流」や、沿道の再開発によって形成される多様な用途の建築物が一定の調和を見せながら「共生」した「親しみと落ち着きのある街並み」をつくる。</p> <p>(イ) 建築デザイン</p> <p>a 人々が気軽に立ち寄りたくなるような開放感と親近感を演出するため、暖かみのある落ち着いた色彩を基調とするとともに、内部の活動が見えるような開口部を多く設ける等の工夫をする。</p> <p>b 低層部は、ヒューマンスケールを感じさせるとともに、開放感あるデザインとする。</p> <p>c 高層部は、壁面が単調なイメージにならないようフレーム等で変化をつけるとともに、行政の中心地にふさわしい落ち着きのあるデザインとする。</p> <p>(ウ) 舗装デザイン</p> <p>通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、親しみと落ち着きを醸し出す低彩度の暖色系の色彩を基調とした舗装材を用いる。</p> <p>(エ) 植栽デザイン</p>
--	--

- a 通り空間の限られたスペースを有効に活用し、多様な交流を生み出す、潤いや四季を感じさせる緑化空間を創出する。
- b 沿道敷地内の空地等は、通りの賑わいを敷地内に引き込む等、開放感や公共空間との一体性に配慮しつつ、緑視効果が得られる設えとする。

(オ) 照明デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、落ち着きと品格が感じられるシンプルで優しく親しみやすいデザインとし、光源は、色温度の低い暖かみのあるものを用いる。

(5) 医療と文教の軸

ア 空間構成の考え方

- (ア) 医療・文教・住宅等の各機能の相互の繋がりが感じられる交流空間の創出
- (イ) 北口駅前活気あるまちから、緑豊かな等々力緑地に向けた賑わいと緑の連携性の創出
- (ウ) 利用者に暖かさ安らぎが感じられる潤いのある街並み空間の創出

イ デザインの考え方

(ア) デザインのキーワード

医療と文教の軸にかかるゾーンは、医療・文教機能に求められる「安らぎ」「暖かさ」「落ち着き」や、住宅・商業等を含めた各機能の「交流」を誘発するデザインを施し、『暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並み』をつくる。

(イ) 建築デザイン

- a 高層部は、明るく暖かみのある素材を用い、洗練されたデザインとする。
- b 低層部は、安らぎと暖かさを感じさせる暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、多様な交流を誘発するデザインを施す。
- c 高層部と低層部のデザインを切り分けるなどして、メリハリのある建築物デザインとする。
- d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した洗練されたデザインとする。
- e 低層部は、界隈性と周辺の街なみとの連続性に特に配慮するとともに、ヒューマンスケールな設えとするなど、賑わいを創出し、交流の促進を図るデザインとする。

(ウ) 舗装デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、安らぎや落ち着きを演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用いる。

(エ) 植栽デザイン

- a 通り空間の植栽は、北口駅前や等々力緑地への連続性に配慮するとともに季節を感じさせる街路景観を創出する。
- b 沿道敷地内の空地等は、多様な交流や潤いを感じる緑の空間を創出する。

(オ) 照明デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等において照明は、安らぎや落ち着きを感じられるデザインとし、光源は、色温度の低い暖かみのあるものを用いる。

(6) 交流の核（武蔵小杉駅横須賀線口周辺）

ア デザインの考え方

(ア) デザインのキーワード

- a 駅前広場に面する街区の「一体感」及び新しい駅前空間としての「都会性」を創出する。
- b 交通結節性の向上によって交流を促進し、駅前空間にふさわしい「賑わい」と「交流」を創出する。
- c 「くらしの軸」と「ものづくりの軸」の結節点にふさわしい「暖かさ」と「端正さ」を兼ね備えた空間とする。

(イ) 駅前広場のデザイン

- a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。
- b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。
- c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。
- d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー

等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。

- e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。

(7) 交流の核（向河原駅周辺）

ア デザインの考え方

(ア) デザインのキーワード

- a 新しい駅前広場周辺にふさわしい「一体感」と「都会性」を創出する。
- b 先端研究開発をイメージさせる「開放的」で「ダイナミック」な景観を創出する。
- c 都市の顔、「ものづくりの軸」を受け止める場所にふさわしい洗練さと端正さが感じられる空間を創出する。

(イ) 駅前広場のデザイン

- a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。
- b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。
- c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。
- d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。
- e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。

(8) 交流の核（武蔵小杉駅南口周辺）

ア デザインの考え方

(ア) デザインのキーワード

- a 東急線武蔵小杉駅周辺の「一体感」及び街の玄関口としての「象徴性」を創出する。
- b 周辺の商業施設を中心とした、駅前空間としての「賑わい」と「楽しさ」を創出する。
- c 都市の顔、「くらしの軸」を受け止める場所にふさわしい「洗練さ」と「暖かさ」を兼ね備えた空間とする。

(イ) 駅前広場のデザイン

- a バスシェルターや地下駐輪場出入口、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。
- b 都市の顔としての象徴性を演出するモノトーンを基調とした舗装材を用いる。
- c 出入口交差点歩道部は、駅前広場と舗装材を統一し、駅前広場の広がりを感じられるデザインとする。
- d 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。
- e 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。
- f 照明の光源は、「くらしの軸」との連続性を考慮し、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。

景観形成基準	1 研究開発・ものづくり地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	<p>(1) 「ものづくりの軸」の景観コンセプトを踏まえた、研究開発の先進的でクリエイティブな雰囲気を感じさせる次世代型都市景観の創出</p> <p>(2) 幾何学性と規則性を有し人工的であると同時に人々の利用やヒューマンスケールにも配慮した街並みの形成</p> <p>(3) モノトーンを基調とした端正で洗練された空間の形成</p> <p>(4) 2つの交流の核を結ぶ歩行者軸である「ものづくりの軸」を中心に広がる、モノトーン景観への差し色としての緑豊かなオープンスペースの充実</p>
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) ハイテク産業の先進性及び優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。</p> <p>(2) 低層部及び中高層部を明確に意識したデザインとするとともに、頂部は、遠景を意識したランドマークとしてふさわしいデザインとするものとする。</p>
	外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 建築物等の色彩は、マンセル値で、明度7.5以上、彩度0.5以下とし、清潔感と品格を感じさせるものとするとともに、周辺に威圧感を与えないよう配色するものとする。</p> <p>(2) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
	民有地敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 鉄道の車窓からの眺めを意識し、地形的な変化、空間的な連続性を与える等の工夫により、広がり及び奥行きを感じられる景観を演出するものとする。</p> <p>(2) 広場等は、道路歩道部の設えとの調和に配慮するとともに、境界には柵を設けない等、開放感ある憩いの空間の演出に努めるものとする。</p> <p>(3) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。</p>
	照明のデザイン	<p>(1) 照明は、広場等に暗がりもなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。</p> <p>(2) 光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努めるものとする。</p>
	みどりのデザイン	<p>多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出するものとする。ただし、ものづくりの軸沿いについては、同一の樹種を幾何学的に配置することを推奨するものとする。</p>
	適	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支</p>

	用除外	障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	表示内容等	自家広告物に限るものとする。
	配置	大きさ及び数量は、節度あるものとするものとする。
	デザイン	建築物及び外構と調和したデザインとするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

2 中丸子地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成基準	<p style="text-align: center;">景観形成の考え方</p> <p>(1) 超高層住宅による土地の高度利用とその足元周りの自然を感じさせるヒューマンスケールなゆとりの空間の両立</p> <p>(2) 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる武蔵小杉駅周辺における都市型居住環境の中核的空間の創出</p> <p>(3) 周辺街区との回遊性を向上させる、水と緑が彩る通り抜け通路やオープンスペースの確保</p> <p>(4) 通りとの一体感が感じられる歩道状空地等の確保</p>
行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p style="text-align: center;">施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 低層部は、緑との一体感を意識し、自然素材又は暖かみのあるアースカラーの素材を用いるものとする。</p> <p>(2) 壁面は、単調なイメージにならないようにフレーム又は外装材の形状等で変化をつけるものとする。</p> <p>(3) 中高層部は、遠景を意識し、明るく軽快なイメージとなるよう配色するものとする。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 中高層部（地上10メートルを超える部分）</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) マンセル値で色相0 YRから9. 9 YRの範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度5以上6以下かつ彩度6以下</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) マンセル値で色相0 Yから5 Yの範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下又は明度5以上7以下かつ彩度4以下</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 低層部（地上10メートル以下の部分）</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) マンセル値で色相0 YRから9. 9 YRの範囲であり、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度3. 5以上6以下かつ彩度6以下</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) マンセル値で色相0 Yから5 Yの範囲であり、明度3. 5以上7以下かつ彩度4以下</p> <p>(2) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
民有地敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 隣接する敷地との隔たりを設けず、連続性のある設えとし、緑豊かで奥行きを感じる開放的な空間となるよう整備するものとする。</p> <p>(2) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(3) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。</p>
照明のデザイン	<p>(1) 照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。</p> <p>(2) 光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努めるとともに住宅地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 照明は、敷地内に暗がりもなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。</p>

	みどりのデザイン	多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出するものとするものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	表示内容等	屋外広告物は、原則として禁止するものとする。ただし、建築物の名称を表示するものは除くものとする。
	配置	大きさ及び数量は、節度あるものとするものとする。
	デザイン	建築物及び外構と調和したデザインとするものとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
	電柱等利用広告物	電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合 ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合 コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合 サ その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景観形成基準	3 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	<p>(1) 「ものづくりの軸」と「くらしの軸」の結節点にふさわしい暖かさと端正さを兼ね備えた街並みの形成</p> <p>(2) 武蔵小杉駅横須賀線口交通広場周辺街区の一体感の創出</p> <p>(3) 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成</p> <p>(4) 駅前空間にふさわしい賑わいと開放感がある交流空間の創出</p>
	行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 高層部は、個性あるデザインを工夫し、都会的な軽快さを演出するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(4) 駅前広場に面する街区の建築物は、駅前にふさわしい品格と商業施設等による賑わいを演出するために、自然石等を用いたデザインを、商業業務施設等ではガラス等を用い、内部の活動が見えるようなデザインを工夫するものとする。</p>
	外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 駅周辺の都会性が感じられるよう壁面の色彩は、高明度かつ低彩度の色彩を基調とするものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。なお、くらしの軸沿いの建築物は暖色系、ものづくりの軸沿いの建築物はモノトーンの色を基調とすることを推奨するものとする。</p> <p>ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満（各面の見付面積の2分の1未満の範囲で、明度3以上7未満を使用できる。）かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合には、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
	民有地 敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とするものとする。</p> <p>(3) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性及びものづくりの軸との調和に配慮したモノトーンを基調とし、歩道部とも一体的にデザインするものとする。</p>
照明のデザイン	<p>(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。</p> <p>(2) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性に配慮し、灯具等は直線的なデザインとするとともに、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に</p>	

	ザイン	<p>配慮する。</p> <p>(3) フットライト、ポールライト等を用いて、街の賑わいを演出するものとする。</p>
	みどりのデザイン	<p>(1) 緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行うものとする。</p> <p>(2) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、都会的な景観を演出するとともに、ものづくりの軸との連続性に配慮し、規則的な配置等により植栽するものとする。</p>
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</p> <p>(2) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(3) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(4) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(5) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(6) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(7) 「広告塔・広告板」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(8) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(9) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p>
	表示内容等	<p>自家広告物以外は設置しないものとする。</p>
	配置	<p>広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないようにするものとする。</p>
	照明	<p>点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しないものとする。</p>
	壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60平方メートル以下とする。ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は、算入しないものとする。</p> <p>(2) 壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度4以下とする。ただし、1階部分に設置するものは、この限りでない。</p> <p>(3) 1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9メートル以下とするものとする。</p> <p>(4) 壁面広告幕は、設置しないものとする。</p>

窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本としてデザインするものとする。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖看板	<p>袖看板は、設置しないものとする。</p>
バナーフラッグ	<p>バナーフラッグは、設置しないものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>広告塔及び広告板は、原則として1の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント）につき1か所とし、規模は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ2メートル以下とするものとする。</p>
置看板、立看板及び広告旗	<p>置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。</p>
電柱等利用広告物	<p>電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p>

		<p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合</p> <p>ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合</p> <p>コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合</p> <p>サ その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	--

4 グランド地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
景観形成基準	景観形成の考え方	<p>(1) 一体感のある2棟の超高層住宅を中心とした、「くらしの軸」の入口を飾るゲートの空間の形成</p> <p>(2) 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる都市型居住環境の創出</p> <p>(3) 通りとの一体性が感じられる緑豊かな敷地内の憩いの空間の創出</p> <p>(4) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保</p>
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>(1) 武蔵小杉駅南口線をはさむ2棟の建築物を統一したデザインとし、通りのゲートを構成するデザインを工夫するものとする。</p> <p>(2) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(4) 低層部は、駅前広場からの通りの賑わいを演出するために、商業施設等ではガラス等を用い内部の活動が見えるようなデザインを工夫するものとする。</p> <p>(5) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(6) 駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼应させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出するものとする。</p>
	外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調として用いるものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合には、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
	民有地敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。</p> <p>(3) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、色彩は、アースカラーを基調とするものとする。</p>
照明のデザイン	<p>(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。</p> <p>(2) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。</p> <p>(3) 照明は、敷地内に暗がり無くすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。</p>	

	みどりのデザイン	植栽は、多様な樹種を不規則に配置し、自然的な森を感じさせる緑豊かな景観を創出するものとする。	
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合	
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (2) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (3) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (4) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (5) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (6) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (7) 「広告塔・広告板」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (8) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (9) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。	
	表示内容等	自家広告物以外は設置しないものとする。	
	配置	広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないようにするものとする。	
	照明	点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しないものとする。	
	壁面看板・壁面広告幕	(1) 同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は算入しないものとする。 (2) 壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度4以下とするものとする。ただし、1階部分に設置するものは、この限りではない。 (3) 1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9メートル以下とするものとする。 (4) 壁面広告幕は、設置しないものとする。	

窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本としてデザインするものとする。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖看板	<p>袖看板は、設置しないものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>広告塔及び広告板は、原則として1の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント）につき1か所とし、規模は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ4メートル以下とするものとする。</p>
置看板・立看板及び広告旗	<p>置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。</p>
電柱等利用広告物	<p>電柱等利用広告は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合</p>

			<p>ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合 コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合 サ その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	--	---

景観形成基準	5 武蔵小杉駅南口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	<p>(1) 東街区は「くらしの軸」の景観コンセプトを踏まえた暖かみと安らぎのある街並み、西街区は「シビック軸」の景観コンセプトを踏まえた親しみと落ち着きのある街並みの形成と両街区の一体感の創出</p> <p>(2) 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成</p> <p>(3) 駅前空間にふさわしい賑わいと潤いが感じられる交流空間の創出</p> <p>(4) 地区のまとまりを創出する外周歩行者空間の創出</p>
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 高層部は、武蔵小杉駅周辺の核としての存在感を感じさせるデザインとするとともに、グランド地区とは一定の差別化を図り東街区及び西街区の一体感を強調するため、両街区ともにフレーム等の工夫により安定感のある落ち着いたデザインで統一するものとする。</p> <p>(2) 頂部のデザインは、明度の高い色彩を用い軽快な印象を与えるよう工夫するとともに、東街区及び西街区における共通性を意識したデザインとするものとする。</p> <p>(3) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の視線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(4) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(5) 低層部は、賑わいを演出するために、ガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにするものとする。</p> <p>(6) 駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出するものとする。</p> <p>(7) 駅舎等は、壁面の分節化やガラス等を用いた賑わいを創出するデザインを工夫するものとする。</p>
	外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調色として用い、くらしの軸の街並みの連続性に配慮するものとする。</p> <p>(2) 駅舎等は、地区の一体的な印象を与えるため、基調色等にアースカラーを用いるものとする。</p> <p>(3) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p>ア 頂部（建築物の最上部から20メートルの範囲の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下</p> <p>イ 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p>ウ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(4) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
民有地敷地・通路・広場	<p>(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての一体感をもたせるために、地区を囲むループ状の道路を統一的にデザインするものとする。</p> <p>(3) 舗装材の色彩は、武蔵小杉駅南口線との連続性に配慮したアースカラーに、都会的な景観を演出するため、グレーを混色させるものとする。</p>	
照明のデザイン	<p>(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りでない。</p> <p>(2) 通りの照明は、くらしの軸との連続性に配慮し、灯具等は丸みを帯びたデザインとするとともに、色彩はダークグリーンとするものとする。</p> <p>(3) 建築物をライトアップする等、武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての象徴性を高</p>	

	イン	めるよう工夫するものとする。 (4) フットライト、ポールライト等を用いて、街の賑わいを演出するものとする。		
	みどりのデザイン	緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行うものとする。		
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合		
屋外広告物等に関する行為の制限	区分	東街区	西街区	東急武蔵小杉駅
	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。		
下記の各項目に共	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。		
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。		

通 す る 事 項	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。
	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1.5パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
文字	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるもの	

			とする。 (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>	<p>(1) 壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。</p>

			るものとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は設置しないものとする。	枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。この場合において、枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。	枠付懸垂幕等は設置しないものとする。
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合（東急武蔵小杉駅を除く。）、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>		
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。		
袖看板	<p>(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p>		
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。		
置看板、立看板及	置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。		

	び 告 旗				
	告 塔 ・ 告 板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔及び広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>			
	映 像 装 置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="298 533 721 1579"> <p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p> </td> <td data-bbox="721 533 1082 1579"> <p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないものに限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1か所まで設置できるものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とするものとする。</p> </td> <td data-bbox="1082 533 1425 1579"> <p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないものに限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1か所まで設置できるものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とするものとする。</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないものに限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1か所まで設置できるものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とするものとする。</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>			
	電 柱 等 利 用 告 物	<p>電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>			
	適 用 除 外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設</p>			

		<p>置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	---

6 新丸子東3丁目北部地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成基準	<p style="text-align: center;">6 新丸子東3丁目北部地区における景観形成の考え方及び行為の制限</p> <p>(1) 交流の核の一翼を担う、街の玄関口にふさわしいアイストップの形成と、業務機能と都市型住居機能が連続したゆとりと安らぎの醸成</p> <p>(2) 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えといった、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、開放的で憩いの感じられる空間の創出</p> <p>(3) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保</p>
行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。</p> <p>(6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 武蔵小杉駅南口駅前広場と既成市街地に挟まれた地区となるため、駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街並みとなるよう配色するものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 YRから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満（各面の見付面積の5分の3未満の範囲で、明度3以上5未満を使用できる。）かつ彩度2以下</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 YRから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合には、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
民有地、敷地、通路及び広場	<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、武蔵小杉駅南口駅前広場との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、既成市街地側では暖色系のアースカラーを基調とするものとする。</p> <p>(3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</p> <p>(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間</p>

	のデザイン	の形成に努めるものとする。
	照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>
	みどりのデザイン	<p>(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。</p> <p>(2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。</p> <p>(3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</p>
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p>

		(16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。</p> <p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p> <p>文字</p> <p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を</p>

		<p>4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
壁面看板・壁面広告幕		<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の先端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の先端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
枠付懸垂幕等		<p>枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。</p>
窓面広告物・窓裏広告		<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設</p>

告物	<p>置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖看板	<p>(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p>
バナーフラッグ	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。</p>
置看板、立看板及び広告旗	<p>置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電柱等利用広告物	<p>電柱等利用広告は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p>

		<p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	---

景観形成基準	7 中丸子東部地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	<p>(1) 隣接する高層住宅からなだらかに下降するスカイラインの形成と、「くらしの軸」のコンセプトを踏まえた落ち着いた感じられる中低層の街並みの創出</p> <p>(2) ゆとりのあるオープンスペースと、それを彩る緑のうらおいによる良質な居住環境の創出</p> <p>(3) 通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保</p>
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。</p> <p>(6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。</p>
	外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 「くらしの軸」沿いに立地することから、中高層部は高明度若しくは低彩度の色彩又は暖色系のアースカラーを、低層部は深みのある暖色系のアースカラーを基調とした、落ち着いた感じられる街並みとなるよう配色を行うものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p>ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 YRから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下又は明度5以上8未満かつ彩度4以下</p> <p>イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 YRから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
民有地、敷地、通路及び広場	<p>(1) くらしの軸沿いでは、通りと敷地の境界に塀及び柵を設けないよう努めるものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、「くらしの軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とするものとする。</p> <p>(3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</p> <p>(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間</p>	

	の形成に努めるものとする。
照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるとともに住宅地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>
みどりのデザイン	<p>(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。</p> <p>(2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。</p> <p>(3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</p>
適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>
屋外広告物等に関する行為の制限	<p>定義</p> <p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さをを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用して添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p>

		(16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。</p> <p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p> <p>文字</p> <p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限</p>

			<p>りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
	壁面看板・壁面広告幕		<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の10パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
	枠付懸垂幕等		<p>枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。</p>
	窓面広告物・窓		<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面</p>

裏 告 物	<p>積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
屋 上 告 物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖 看 板	<p>(1) 袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(2) 袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p>
バ ナ ー フ ラ グ	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。</p>
置 看 板、 立 看 板 及 び 告 告 旗	<p>置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。</p>
告 告 塔 ・ 告 告 板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
映 像 装 置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電 柱 等 利 用 告 告 物	<p>電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
適 用 除 外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け</p>

		<p>られている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	--

景観形成基準		8 新丸子東3丁目南部地区における景観形成の考え方及び行為の制限			
		区分	大規模商業地区	住宅複合地区	沿道複合地区
景観形成の考え方			<p>(1) 「商業・賑わいの軸」の中核を成す、活況溢れる一大交流拠点の形成</p> <p>(2) テーマ性のある質の高いデザインによる、街のゲートとしての機能の発揮</p> <p>(3) 周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保</p> <p>(4) 通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保</p>	<p>(1) 先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮</p> <p>(2) 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えによるヒューマンスケールに配慮した設えと、開放的で憩いを感じられる空間の創出</p> <p>(3) 周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保</p>	<p>(1) 沿道利用型の商業、業務、住宅等の複合機能の融合による、身近で親しみやすく賑わいのある空間の形成</p> <p>(2) 建築物の緩やかな連続性による一体感の醸成</p> <p>(3) 周辺の道路整備等に合わせた、ゆとりと潤いのある街路空間の創出</p>
		行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p>施設計画及び建築物等のデザイン</p> <p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(2) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(3) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。</p> <p>(4) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(5) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(6) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。</p>		
		<p>(1) 交流の核と商業・にぎわいの軸とのネットワークを強化するため、隣接する地区からの連続性や、建物内の吹き抜け、通り抜け空間により解放感が感じられる設えとするものとする。</p> <p>(2) 長大な壁面になるため、単調なイメージにならないよう、外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出するものとする。</p> <p>(3) 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用して、可能な限り緑化するとともに、石材、木材等又はそれらに類似した風合いを持つ素材を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとするものとする。</p>	<p>(1) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(3) 高層部は、周囲の高層住宅との調和に配慮しつつランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</p>		

		る。		
外壁の色彩に関する制限	(1) 「商業・にぎわい」の軸沿いとなることから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。			(1) 「水のゾーン」と同一の色彩基準による、緩やかな連続性による一体感の創出を目指すものとする。
	(2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相 5 Y R から 0 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 1 以上 2 以下、明度 5 以上 8 未滿かつ彩度 1 以上 4 以下又は明度 3 以上 5 未滿かつ彩度 1 以上 6 以下とするものとする。 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。	(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 高層部（地上 20 メートルを超える部分） マンセル値で色相 5 Y R から 0 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 1 以下又は明度 5 以上 8 未滿かつ彩度 2 以下 イ 低層部（地上 20 メートル以下の部分） マンセル値で色相 5 Y R から 5 Y の範囲であり、明度 5 以上 8 以下かつ彩度 1 以上 4 以下又は明度 3 以上 5 未滿かつ彩度 1 以上 6 以下 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。		(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 明度 8 以上かつ彩度 1 以下又は明度 3 以上 8 未滿かつ彩度 2 以下 イ 色相 0 Y R から 4.9 Y R の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 2 以下又は明度 3 以上 5 未滿かつ彩度 4 以下 ウ 色相 5.0 Y R から 4.9 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 2 以下、明度 5 以上 8 未滿かつ彩度 4 以下又は明度 3 以上 5 未滿かつ彩度 6 以下 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。
	表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。			
民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、大規模商業地区と都市型複合地区間における連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。			

	照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるとともに住宅地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>	—
	みどりのデザイン	<p>(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。</p> <p>(2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。</p> <p>(3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</p>		—
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>		
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（大規模商業地区においては、建築物の壁面の垂直線の上部に設ける工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件</p>		

			<p>(外面がガラス等で覆われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10)「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(13)「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(15)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p> <p>(16)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。</p>	
下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。	—	
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。	—	
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。	—	
	照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</p> <p>(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を出す光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</p>	—	
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。</p> <p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分</p>	—	

			<p>に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>	
	文字		<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>	—

壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合又は縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>	<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の上端から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における</p>	—
------------	--	--	---

		<p>居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>	
枠付懸垂幕等	<p>(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。</p> <p>(2) 枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。</p>	<p>枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。</p>	—
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただ</p>	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う</p>	—

	<p>し、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>	<p>入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>	
屋上広告物	<p>(1) 建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、次に掲げるものに該当する場合は、1の建築物あたり1か所のみ設置することができるものとする。</p> <p>ア 建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を利用して表示する場合</p> <p>イ 階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分に直接表示する場合</p> <p>(2) 建築物の上部を利用する広告物を掲出する工作物（目隠しの工作物を除く。）は、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分又は棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を除いた建築物の上部から換算した縦の長さを8.5メートル以下とするものとする。</p>	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。</p>	—
袖看板	<p>(1) 接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p>		—

	<p>バナーフラッグ</p>	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。</p>	<p>—</p>	
	<p>置看板、立看板及び広告旗</p>	<p>(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。  (2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、表示面が、縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。  (3) 立看板は、設置しないものとする。  (4) 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。</p>	<p>置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。</p>	<p>—</p>
	<p>広告塔・広告板</p>	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の主要な入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下(表示の内容が自動車等の誘導案内を主たる目的としているものについては、縦の長さ10メートル以下、横の長さ2.5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下)とするものとする。  (2) 主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。ただし、敷地の入口付近に設置する、表示の内容が自動車等の誘導案内を主たる目的とし、縦の長さ10メー</p>	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。  (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>	<p>—</p>

		ル以下、横の長さ2.5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下ものについては、1敷地に1か所までの設置とするものとする。	
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないもの限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1か所まで設置できるものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とするものとする。</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>	—
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。		
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地</p>		—

			区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。	
--	--	--	--	--

9 小杉町3丁目中央地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成基準	<p style="text-align: center;">9 小杉町3丁目中央地区における景観形成の考え方及び行為の制限</p> <p>(1) 「シビック軸」と「商業・賑わい軸」の結節点として活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合</p> <p>(2) 先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮</p> <p>(3) 効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出</p>
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画及び建築物等のデザイン</p> <p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</p> <p>(5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。</p> <p>(7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 YRから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 YRから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p>
民有地、敷地、通路及び広	<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。</p> <p>(3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。</p> <p>(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</p> <p>(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p>

	場のデザイン	(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
	みどりのデザイン	(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。

		(16)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでないものとする。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。</p> <p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p> <p>文字</p> <p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p>

			<p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
	壁面看板・壁面広告幕		<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
	枠付懸垂幕等		<p>(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。</p> <p>(2) 枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。</p>
	窓面広告物・窓裏		<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の15パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に15パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅にお</p>

広告物	<p>ける居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖看板	<p>(1) 接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p>
バナーフラッグ	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。</p>
置看板、立看板及び広告旗	<p>(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、表示面が、縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 立看板は、設置しないものとする。</p> <p>(4) 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電柱等利用広告物	<p>電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け</p>

		<p>られている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	--

10 小杉町3丁目東地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成基準	<p style="text-align: center;">景観形成の考え方</p> <p>(1) 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点として、活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合</p> <p>(2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保</p> <p>(3) 効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出</p>
行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、賑わいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</p> <p>(5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</p> <p>(7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 YRから2.4 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 YRから2.4 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>(4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。</p>
民有地 敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。</p> <p>(3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 広場等は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。</p> <p>(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。</p>

	照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>	
	みどりのデザイン	<p>(1) 緑化は、限られた空間を有効に活用し、賑わいに配慮しつつ、過度な植栽での街の開放感が失われないよう効果的に行う。</p> <p>(2) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</p>	
	適用除外	<p>次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>	
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。</p> <p>(7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p> <p>(15) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。</p>	
	下記の各項目	配置	<p>広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。</p>
		表示内容	<p>広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。</p>

に 共 通 す る 事 項	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</p> <p>(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</p>
	色彩	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。</p> <p>ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下）で使用する色彩</p> <p>イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩</p> <p>ウ 写真等（乱雑でないものに限る。）</p>
文字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>	

壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合</p> <p>エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>(2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>(3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
枠付懸垂幕等	<p>枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。</p>
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>ア 仮設広告物の場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合</p> <p>ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3パーセント以下の場合</p> <p>エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖看板	<p>袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面の</p>

	みに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
置看板、立看板及び広告旗	<p>(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために設置する場合であって、次によるものとするときは、この限りでない。</p> <p>ア 設置期間を6月以内とする場合</p> <p>イ その規模を縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下とする場合</p> <p>(3) 立看板は、設置しないものとする。</p> <p>(4) 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>

景観形成基準	1 1 武蔵小杉駅横須賀線口北地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	隣接する「くらしの軸」の暖かさや「ものづくりの軸」を意識した端正さを兼ね備えた街並みの形成
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画及び建築物等のデザイン</p> <p>(1) 中高層部は、遠景を意識し、都会的な軽快さを演出する。</p> <p>(2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(4) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、賑わいを演出するためにガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにする。</p> <p>外壁の色彩に関する制限</p> <p>(1) 「くらしの軸」や「ものづくりの軸」を意識した、暖かさや端正さを兼ね備えた街並みとなるよう配色を行うものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 中高層部（地上10メートルを超える部分）</p> <p style="padding-left: 40px;">マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満かつ彩度2以下</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 低層部（地上10メートル以下の部分）</p> <p style="padding-left: 40px;">マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>(4) 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p> <p>民有地、敷地、通路及び広場のデザイン</p> <p>(1) 舗装の設えは、原則として道路歩道部との調和に配慮するとともに、道路に面する部分に設ける柵の構造は、可視可能なフェンス等を主体とした開放性の高いものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。</p> <p>(3) 車止め等の工作物は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>照明のデザイン</p> <p>(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明はこの限りでない。</p> <p>(2) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p>
	照明のデザイン	<p>(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明はこの限りでない。</p> <p>(2) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p>

	みどりのデザイン	緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行う。	
	適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合	
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (15) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。	
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。	

		<p>色彩のデザイン</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。</p> <p>ア アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下)で使用する色彩</p> <p>イ 会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩</p> <p>ウ 写真等(乱雑でないものに限る。)</p>
		<p>文字のデザイン</p> <p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
	<p>壁面看板・壁面広告幕</p>	<p>(1) 壁面看板(仮設広告物を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合</p> <p>エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>(2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲(低層部を除く)において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又</p>

	<p>はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>(3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>ア 仮設広告物の場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合</p> <p>ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面(高層部を除く)の3パーセント以下の場合</p> <p>エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。</p>
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
置看板、	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。

	立看板及び広告旗	
	広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
	映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
	電柱等利用広告物	<p>電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
	適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>

12 小杉町2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成基準	<p style="text-align: center;">12 小杉町2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限</p> <p>(1) 「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並みの形成</p> <p>(2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保</p> <p>(3) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出</p>
行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</p> <p>(5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</p> <p>(7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 高層部（地上20メートル（文教地区にあつては10メートル）を超える部分）</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) マンセル値で色相0YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下</p> <p style="margin-left: 40px;">(ウ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 低層部（地上20メートル（文教地区にあつては10メートル）以下の部分）</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) マンセル値で色相0YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度2以下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下</p> <p style="margin-left: 40px;">(ウ) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p style="margin-left: 40px;">(エ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>(4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。</p>
民有地敷地・通	<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。</p> <p>(3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさや賑わいのある空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</p>

	路・広場のデザイン	<p>(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。</p> <p>(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。</p>
	照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>
	みどりのデザイン	<p>(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するものとする。</p> <p>(2) 緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。</p> <p>(3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</p>
	適用除外	<p>次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。</p> <p>(7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p> <p>(15) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面</p>

下記の各項目に共通する事項		に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</p> <p>(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を出す光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</p>
色彩	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。</p> <p>ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下）で使用する色彩</p> <p>イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩</p> <p>ウ 写真等（乱雑でないものに限る。）</p>	
文字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構</p>	

		<p>成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
壁面看板・壁面広告幕		<p>(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合</p> <p>エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>(2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>(3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
枠付懸垂幕等		<p>枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。</p>
窓面広告物・窓裏広告物		<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>ア 仮設広告物の場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合</p> <p>ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3パーセント以下の場合</p> <p>エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。</p>

屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを川崎駅丸子線に接する敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合は、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方</p>

			<p>メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	--	--

景観形成基準		13 小杉町1・2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成の考え方		<p>(1) 「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並みの形成</p> <p>(2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保</p> <p>(3) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出</p>	
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン	<p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。</p> <p>(2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</p> <p>(4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</p> <p>(5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</p> <p>(6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</p> <p>(7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>	
外壁の色彩に関する制限		<p>(1) 「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 高層部（地上20メートルを超える部分）</p> <p>(ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下</p> <p>(イ) マンセル値で色相0YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下</p> <p>(ウ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下</p> <p>イ 低層部（地上20メートル以下の部分）</p> <p>(ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下</p> <p>(イ) マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上2以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上4以下</p> <p>(ウ) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上4以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上6以下</p> <p>(エ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p> <p>(4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。</p>	
民有地敷地		<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。</p> <p>(3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさや賑わいのある空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものと</p>	

	通路・広場のデザイン	<p>する。</p> <p>(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。</p> <p>(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。</p>
	照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>
	みどりのデザイン	<p>(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するものとする。</p> <p>(2) 緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。</p> <p>(3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</p>
	適用除外	<p>次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。</p> <p>(7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p>

		<p>(14)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p> <p>(15)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。</p>
下記の各項目に共通する事項	配置	<p>広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。</p>
	表示内容	<p>広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。</p>
	形状	<p>広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。</p>
	照明	<p>(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告は、設置しないものとする。</p> <p>(2)ネオン管灯を露出して使用する広告は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</p> <p>(4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</p>
	色彩	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。</p> <p>ア アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下)で使用する色彩</p> <p>イ 会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩</p> <p>ウ 写真等(乱雑でないものに限る。)</p>
文字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文</p>	

		<p>字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
壁面看板・壁面広告幕		<p>(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合</p> <p>エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合</p> <p>(2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合</p> <p>(3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
枠付懸垂幕等		<p>枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。</p>
窓面広告物・窓裏広告物		<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</p> <p>ア 仮設広告物の場合</p> <p>イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合</p> <p>ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3パーセント以下の場合</p>

	<p>エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合  (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りではない。(※医療文教地区のみ)</p>
袖看板	<p>袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。</p>
バナーフラッグ	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。</p>
置看板、立看板及び広告旗	<p>置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。</p>
広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、医療文教地区にあっては、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。  (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。  (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電柱等利用広告物	<p>電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。  ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合  イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合  ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合  エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設</p>

		<p>置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p>
--	--	---

5 鹿島田駅西部地区

<p>景観計画特定地区の区域</p>			
<p>景観形成方針</p>	<p>基本目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利便性の高い地域生活拠点にふさわしい「先進性と暮らしやすさの調和した景観づくり」</li> <li>(2) 隣接する高層建築物との調和が醸し出す「シンボリックな景観づくり」</li> <li>(3) 2つの駅を結ぶ「にぎわいと交流の景観づくり」</li> <li>(4) 憩いと安らぎを感じさせる「みどりと潤いの景観づくり」</li> </ul>	
<p>方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) J R鹿島田駅とJ R新川崎駅を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、快適で回遊性の高い交流空間を形成する。</li> <li>(2) 隣接する高層建築物との「群」による先進的なイメージの遠景と、ヒューマンスケールにあわせた生活感の感じられる近景が一体的に構成された街なみを形成する。</li> <li>(3) 居住者に憩いと安らぎを与える、落ち着きと親しみの感じられる住宅景観と、賑わいの中にも地区としての一定の調和が感じられる商業・業務景観を形成する。</li> <li>(4) 連続感のある緑のネットワークを形成することで、季節の彩りが映える瑞々しい街路景観を形成する。</li> </ul>	
<p>景観形成基準</p>	<p>行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）</p>	<p>区分</p> <p>A地区</p> <p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の中心的な生活利便施設にふさわしい、テーマ性のある質の高いデザインとするとともに、隣接地区からの動線と連動したデザインを工夫するものとする。</li> <li>(2) 単調なイメージとならないよう、外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出するものとする。</li> <li>(3) 壁面及び階段状のテラス、屋上等を活用し、可能な限り緑化するとともに、石材、木材等又はそれらに類似した風合いを持つ素材を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとするものとする。</li> </ul>	<p>B地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺の高層建築物群との遠景と調和し、先進的な都市型高層住宅としての表情豊かなデザインを工夫するものとする。</li> <li>(2) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。</li> <li>(3) 建築物の低層部は、中高層部とデザインを切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。</li> <li>(4) 建築物の低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインの分節化を図る等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</li> <li>(2) 建築物の低層部は、周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。</li> <li>(3) 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。</li> <li>(4) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に考慮した質の高い素材を使用するものとする。</li> <li>(5) バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁のフレームの中に組み込む等、一体</li> </ul>	

		<p>的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(6) 建築物付帯施設や屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮し、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</p> <p>(7) 建築物付帯施設や屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</p> <p>(9) 通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</p> <p>(10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならないものとする。</p> <p>(11) 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>	
	<p>外壁の色彩に関する制限</p>	<p>(1) 暖かみのある街なみとなるよう、暖色系のアースカラーを基調とした、色彩計画とするものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度4以下又は、明度8以上かつ彩度2以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第2号の基準は適用しないものとする。</p>	<p>(1) 周辺との調和に配慮した街なみとなるよう、低層部は、暖色系のアースカラーを基調とし、中高層部は、明度が高く、彩度が低い色彩を基調とした、色彩計画とするものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁に色彩は、次の各号の範囲内とするものとする。</p> <p>ア 中高層部（地上10メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度1以下</p> <p>イ 低層部（地上10メートル以下の部分をいう。）は、マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度4以下又は、明度8以上かつ彩度2以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第2号の基準は適用しないものとする。</p>
		<p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、上記基準によらない色彩を使用できるものとする。</p>	
	<p>民有地 敷地・通路・広場</p>	<p>(1) JR鹿島田駅とJR新川崎駅を結ぶペDESTリアンデッキは、歩行者の視線から多様に変化する景観づくりを行うとともに、遠景においても、周辺の景観と調和し、ペDESTリアンデッキ自体も全体で統一感のあるデザインとするものとする。</p> <p>(2) 舗装材は、自然を感じさせる素材とするとともに、基調となる暖色系のアースカラーにグレーを配色するものとする。</p> <p>(3) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</p> <p>(4) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(5) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</p> <p>(8) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色彩又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>(9) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。</p>	
	<p>照明のデザイン</p>	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、周辺の環境に配慮した節度あるものとし、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあ</p>	

	イン	<p>るものとするように努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。</p>	
	みどりのデザイン	<p>(1) ペDESTリアンデッキ、接道部、オープンスペース、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。</p> <p>(2) 植栽は、多様な樹種を配置し、四季が感じられる緑豊かな景観を創出するものとする。</p> <p>(3) 地上部街路空間及び歩行者デッキの植栽を連携することで、立体的な緑化空間を創出するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 先進性が感じられる規則的な植栽配置に努めるものとする。</p>	
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>	
屋外広告物等に関する行為の制限	区分	A 地区	B 地区
	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</p> <p>(16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。</p>	
	下記の配置	<p>広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。</p>	

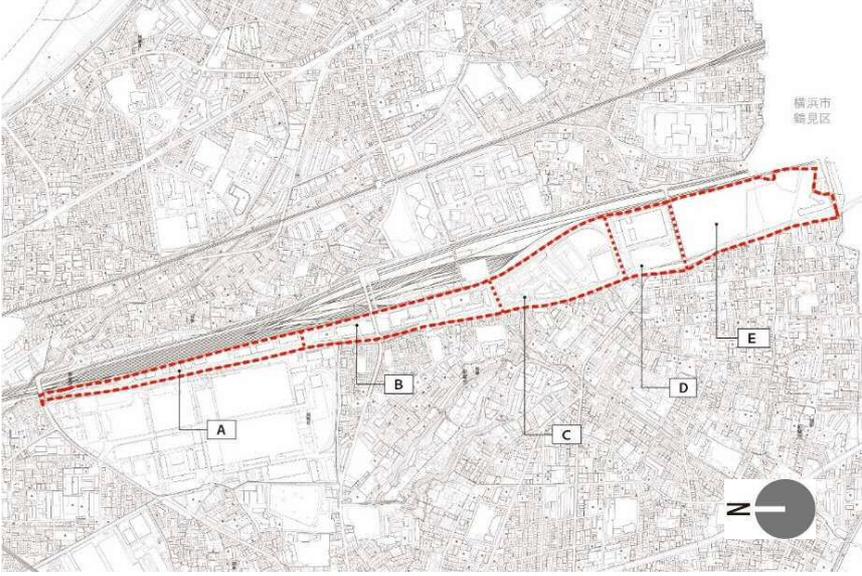
各項目に共通する事項	表示内容	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨するものとする。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</p> <p>(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を出す光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。</p>
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインになるよう工夫するものとする。</p>
	色彩	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ、彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下又は、明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下又は、明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>(3) 前2号の基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。</p> <p>(4) 第1号及び第2号の基準は、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1.5パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>
文字	<p>(1) 広告物の文字面積は4.0パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を2.0パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p>	

			<p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
	壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 壁面看板は、接地範囲を超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とするものとする。ただし、接地範囲の開口部の上部に設置するもので、縦の長さ1メートル以下とした場合、又は縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(7) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p>	<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につ</p>

			<p>き縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので、縦の長さ1メートル以下とした場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(7) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。</p>
	枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は設置しないものとする。	
	窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物及び窓裏広告物の面積（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>	
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称、又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。	
	袖看板	<p>(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p> <p>(3) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</p>	
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。	

置看板、立看板等	置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。
広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p>
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</p>
電柱等利用広告物	電柱等利用広告は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>(3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>(5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>(6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>(7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>(8) その他市長が認める場合</p>

6 新川崎地区

<p>景観計画特定地区の区域</p>							
<p>景観形成方針</p>	<p>基本目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域特性を活かした景観づくり</li> <li>(2) ゆとりと潤いのある街路景観づくり</li> <li>(3) コミュニティを育む景観づくり</li> <li>(4) まちの顔をつくる景観づくり</li> </ul>					
<p>方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の景観資源である加瀬山を活かした景観づくりを行う。</li> <li>(2) 地区に沿った鉄道からの視点に配慮した景観づくりを行う。</li> <li>(3) 創造のもりを中心とした、連続感のある緑のネットワークと、まとまりある緑の拠点をつくり、潤いと彩りに溢れた景観づくりを行う。</li> <li>(4) 快適で一体感のあるヒューマンスケールによる街路景観づくりを行う。</li> <li>(5) 地区周辺住民等も利用できるオープンスペースや、店舗などを含めた生活利便施設を活かした、賑わいと親しみのもてる景観づくりを行う。</li> <li>(6) 交通広場を中心とした地区としてのランドマーク性をもつ、まとまりある建物景観づくりを行う。</li> <li>(7) 研究開発や先端科学技術によるものづくり施設がもたらす、次世代型都市としての先進性が感じられる景観づくりを行う。</li> </ul>						
<p>景観形成基準</p>	<p>行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)</p>	<p>区分</p>	<p>A</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>D</p>	<p>E</p>
<p>施設計画・建築物等のデザイン</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地区の顔にふさわしい個性ある施設デザインとするものとする。</li> <li>(2) 建築物の「裏」を感じさせないようにするものとする。</li> <li>(3) 電車の車窓からの景観に配慮するものとする。</li> <li>(4) 素材については、汚れにくいものや劣化しにくいもの等、美観の持続性に配慮するものとする。</li> <li>(5) 周辺市街地への圧迫感を低減するため、建築物の高さ等に応じて、適宜、壁面を後退させるものとする。</li> <li>(6) 中・高層部は、分節化やスリットを設ける等により、圧迫感の低減や単調なイメージにならないよう努めるものとする。</li> <li>(7) 低層部は単調なイメージにならないよう、外装材等による変化あるデザインとし、ヒューマンスケールを演出するものとする。</li> <li>(8) 街路沿いには、集会所やエントランスロビー等のコミュニティを醸成する施設を積極的に設けるものとする。</li> <li>(9) 建築物や付帯施設及び屋外設備類は、できる限り緑化等により修景し、緑豊かな街路の演出に努めるものとする。</li> <li>(10) 駐車場やゴミ置き場等建築物の付帯施設は、外部から直接見えないよう位置や囲いの配置に配慮するものとする。また、できる限り緑化等により修景し、周辺環境との調和に努めるものとする。</li> <li>(11) 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努めるものとする。</li> </ul>					
		<p>(1) ハイテク産</p>	<p>(1) 片廊下等が</p>	<p>(1) ものづく</p>	<p>(1) ハイテク産</p>	<p>(1) 片廊下等が</p>	

		<p>業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。</p>	<p>単調に連続するデザインは避けるものとする。  (2) バルコニー等は、建築物と一体化させたデザインとするものとする。また、バルコニー等に現れる物干しやエアコンの室外機等は、周辺から見えにくい工夫をするものとする。  (3) 商業施設等は、賑わいや楽しさを演出するため、外部から内部の活動が見えるガラス等の素材を多用するとともに、明るく軽快さを感じさせるデザインとするものとする。</p>	<p>り・研究開発の拠点であるとともに、市民文化創造の促進地区として、暖かみのある外観とするものとする。</p>	<p>業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。</p>	<p>単調に連続するデザインは避けるものとする。  (2) バルコニー等は、建築物と一体化させたデザインとするものとする。また、バルコニー等に現れる物干しやエアコンの室外機等は、周辺から見えにくい工夫をするものとする。  (3) 商業施設等は、賑わいや楽しさを演出するため、外部から内部の活動が見えるガラス等の素材を多用するとともに、明るく軽快さを感じさせるデザインとするものとする。</p>
<p>外壁の色彩に関する制限</p>	<p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて市長が認めた場合又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、以下の基準によらない色彩を使用できるものとする。</p>					
	<p>(1) 新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とするものとする。  (2) 建築物の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 YRから5 Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度1以下とするものとする。  (3) 建築物の壁面の20パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p>	<p>(1) 「もり」と一体化した潤いと暖かみを感じさせる街なみとなるよう、アースカラーを基調とした色彩計画とするものとする。  (2) 建築物の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 Rから5 Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度</p>		<p>(1) 新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とするものとする。  (2) 建築物の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 YRから5 Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度1以下とするものとする。  (3) 建築物の壁面の20パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p>		

				<p>2以下とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の壁面の20パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p>
敷地	敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮するものとする。</p> <p>(2) 道路境界には柵を設けないなど、開放感のある空間の演出に努めるものとする。</p> <p>(3) 道路境界部の舗装は、モノトーンを基調とする道路歩道部とのデザインの連続性に配慮するものとする。</p>		
		<p>(1) 敷地境界部には、低木と高木をバランス良く配置した立体感のある緑地帯を設けるものとする。</p>	<p>(1) 交通広場に面する部分は、壁面を後退させるなど、市民が利用できる空地を確保するとともに、開放的な空間となるよう整備するものとする。</p>	<p>(1) 地区内の緑の中心地として、積極的な緑化を図り、かつ、多彩な樹種をより自然に近い状態に配置することで、緑豊かな「もり」を形成するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 多様な市民活動が展開できるよう、空地を確保するとともに、舗装の設えは、「もり」と一体化するアースカラーを基調とするものとする。</p>
	照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、敷地内に暗がりもなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に配置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。</p> <p>(2) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。</p> <p>(3) 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p>		

		みどりのデザイン	<p>(1) 建築物を引き立てるとともに、四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 創造のもりを中心として周辺と繋がる「緑と憩いの軸」と、この軸と市街地とのつながりをもたせる「緑と憩いの拠点」づくりに配慮して、積極的に歩道状空地や街路に面する建築物等を緑化することで、緑あふれる開放的な空間となるよう努めるものとする。</p>			
	道路・交通広場等の公共用地	道路・交通広場等のデザイン	<p>(1) 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮するものとする。</p> <p>(2) 道路歩道部の舗装は、モノトーンを基調とするものとする。</p>			
		照明のデザイン	<p>(1) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。</p> <p>(2) 屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。</p>			
		みどりのデザイン	<p>(1) 四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 創造のもりを中心として周辺と繋がる「緑と憩いの軸」と、この軸と市街地とのつながりをもたせる「緑と憩いの拠点」づくりに配慮し、街路樹による連続した緑の軸を形成するよう努めるものとする。</p>			
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>				
屋外広告物等の行為の制限	区分	A	B	C	D	E
	定義	<p>(1) 「接地階」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階をいう。</p> <p>(2) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</p> <p>(3) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(4) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(5) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</p> <p>(6) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するものをいう。</p> <p>(7) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示す</p>				

下記の各項目に共通する事項		<p>る旗又はこれらに類するものをいう。</p> <p>(9)「広告塔・広告板」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(10)「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。</p> <p>(11)「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これらを支える台を含む。）をいう。</p> <p>(12)「置看板」とは、接地階の床又は地盤に接した床に固定させることなく自立して置かれた工作物等に広告表示されるもののうち、「立看板等及び広告旗」を除いたものをいう。</p> <p>(13)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。</p> <p>(14)「屋上広告物」とは、建築物の上部に設置された工作物等に広告表示するものをいう。</p> <p>(15)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。</p>
	配置	<p>広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。</p>
	デザイン	<p>(1) 電車の車窓からの景観に配慮した広告物を設置するものとする。</p> <p>(2) 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。</p>
	表示内容	<p>広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。</p>
	形状	<p>広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。</p>
	照明	<p>広告物は、点滅し、又はネオン管、LED等を露出する装置は使用しないものとする。</p>
	色彩・文字のデザイン	<p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げ</p>

			<p>る基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>
	文字		<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>
	壁面看板・壁面広告幕		<p>(1) 壁面広告幕は、設置しないものとする。ただし、仮設広告物は除くものとする。</p> <p>(2) 中高層階に設置する壁面看板については、遠景、中景を意識した色彩とし、建築物の3階以上に設置する壁面看板に使用できる色彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。ただし、切文字式とする場合又は写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Yの範囲は彩度10未満</p> <p>イ 色相0GYから9.9Gの範囲は彩度8未満</p> <p>ウ 色相0BGから9.9Bの範囲は彩度6未満</p> <p>エ 色相0PBから9.9Pの範囲は彩度8未満</p> <p>オ 色相0RPから9.9RPの範囲は彩度9未満</p> <p>(3) 建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。</p>
	同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築	接地階以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地階以外の部分の面積の5パーセント以下とするものとする。	同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。

	物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。		
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) 窓裏広告物は、窓裏に直接貼り付けて表示しないものとする。</p> <p>(3) 窓裏広告物の面積（切文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）の合計は、当該窓面積の50パーセント以下とするものとする。</p>		
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。		
袖看板	<p>(1) 袖看板の設置は1か所とし、上端は地上から5メートル以下、下端は地上から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(2) 袖看板の規模は、縦および横の長さを0.9メートル以下とするものとする。</p>		
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。		
広告塔・広告板	<p>(1) 広告塔及び広告板は、主要な出入口あたり1か所（敷地の出入口付近に設置する場合は、敷地の出入口あたり1か所）を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板の規模は、縦の長さ4.5メートル以下、横の長さ1.2メートル以下とするものとする。ただし、縦の長さ2.5メートル以下のものは、横の長さ4メートル以下とすることができる。</p>		
立看板、広告旗及び置看板	<p>(1) 立看板等及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、入居募集又は仮設広告物で、規模、色彩、設置位置について周辺的环境に配慮したものは除く。</p> <p>(2) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。</p>		
屋上広告物	屋上広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係わる商標を切り文字で表示する場合は、この限りでない。		
映像装置	電光表示装置等により映像を映し出す広告物又は掲出物件は、設置しないものとする。		
電柱	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公		

	等 利 用 広 告 物	共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適 用 除 外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>(3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>(5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>(6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>(7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>(8) その他市長が認める場合</p>